

吹田市開発事業の手續等に関する条例施行基準現行・改正案対照表

\_\_\_\_\_は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(駐車施設の整備)</p> <p>第16条</p> <p>1 }            5 }</p> <p>-----略-----</p>	<p>(駐車施設の整備)</p> <p>第16条</p> <p>1 }            5 }</p> <p>-----略-----</p> <p><u>6 規則第34条第2項第4号に掲げる場合についての同項の別に定める基準は次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 次に掲げる敷地面積の区分に応じ、それぞれに定める台数</u></p> <p><u>ア 3,000平方メートル以上 家族向住戸の戸数(家族向住戸の戸数が1戸であるときは、これを0戸とする。)の75パーセント以上の自動車用の駐車施設を事業区域内に設置すること。</u></p> <p><u>(2) 次に掲げる敷地面積の区分に応じ、それぞれに定める台数</u></p> <p><u>ア 300平方メートル以上 500平方メートル未満 小世帯向住戸及び単身者向住戸の戸数(小世帯向住戸及び単身者向住戸の戸数の合計が14戸以下の共同住宅を除く。イ及びウにおいて同じ。)の合計の20パーセント以上の自動車用の駐車施設を事業区域内に設置すること。</u></p> <p><u>イ 500平方メートル以上 1,000平方メートル未満 小世帯住戸及び単身者向住戸の戸数の合計の25パーセント以上の自動車用の駐車施設を事業区域内に設置すること。</u></p> <p><u>ウ 1,000平方メートル以上 小世帯住戸及び単身者向住戸の戸数の合計の25パーセント以上の自動車用の駐車施設を事業区域内に設置すること。</u></p>

現 行	改 正 案
<p>6 規則第34条第2項第4号の建築物又は敷地の状況によりやむを得ない事業がある場合として別に定める基準は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとし、当該各号に掲げる場合についての同項の別に定める基準は、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 共同住宅を建築する場合において、自動車用の駐車施設の確保に関する計画書を提出し市長がその内容を適当であると認めたとき 次に定める基準</p> <p>ア 規則第34条第1項第1号、第3号及び第4号に定める台数以上の自動車用、自動二輪車用及び原動機付自転車又は自転車用の駐車施設を設置すること。</p> <p>イ 駐車施設は、事業区域内に設置すること。ただし、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める台数の自動車用の駐車施設を事業区域の境界線からの水平距離が原則200メートルの範囲内にある事業区域外の場所に設置することができる。</p> <p>(ア) 家族向住戸の戸数が1戸以下の共同住宅にあつては、建築物の構造又は敷地の位置、規模等の状況により、事業区域内に自動車用の駐車施設の全てを設置することが困難であると市長が認める場合 規則第34条第1項第1号に定める台数の2分の1以下の台数</p> <p>(イ) 事業区域が道路境界に接する部分が狭小である、または、交通安全上その部分に駐車施設の出入口を設けることが困難である等と市長が認める場合 個別協議により定める台数</p> <p>ウ その他の基準は、規則第34条第1項第6号から第9号までに定め</p>	<p>(3) <u>その他の基準は、規則第34条第1項第2号から第4号まで及び第6号から第9号までに定めるとおりとする。</u></p> <p>7 規則第34条第2項第5号の建築物又は敷地の状況によりやむを得ない事業がある場合として別に定める基準は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとし、当該各号に掲げる場合についての同項の別に定める基準は、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 共同住宅を建築する場合において、自動車用の駐車施設の確保に関する計画書を提出し市長がその内容を適当であると認めたとき 次に定める基準</p> <p>ア 規則第34条第1項第1号、第3号及び第4号に定める台数以上の自動車用、自動二輪車用及び原動機付自転車又は自転車用の駐車施設を設置すること。</p> <p>イ 駐車施設は、事業区域内に設置すること。ただし、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める台数の自動車用の駐車施設を事業区域の境界線からの水平距離が原則200メートルの範囲内にある事業区域外の場所に設置することができる。</p> <p>(ア) 家族向住戸の戸数が1戸以下の共同住宅にあつては、建築物の構造又は敷地の位置、規模等の状況により、事業区域内に自動車用の駐車施設の全てを設置することが困難であると市長が認める場合 規則第34条第1項第1号に定める台数の2分の1以下の台数</p> <p>(イ) 事業区域が道路境界に接する部分が狭小である、または、交通安全上その部分に駐車施設の出入口を設けることが困難である等と市長が認める場合 個別協議により定める台数</p> <p>ウ その他の基準は、規則第34条第1項第6号から第9号までに定め</p>

現 行	改 正 案
<p>るとおりとする。</p> <p>(2) 医療施設等を建築する場合において、自動車用の駐車施設の確保に関する計画書を提出し市長がその内容を適当であると認めたとき 次に定める基準</p> <p>ア 第1項第1号の表及び第3号に定める台数以上の自動車用、自動二輪車用及び原動機付自転車又は自転車用の駐車施設を設置すること。</p> <p>イ 駐車施設は、事業区域内に設置すること。ただし、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める台数の自動車用の駐車施設を事業区域の境界線からの水平距離が原則200メートルの範囲内にある事業区域外の場所に設置することができる。</p> <p>(ア) 建築物の構造又は敷地の位置、規模等の状況により、事業区域内に自動車用の駐車施設の全てを設置することが困難であると市長が認める場合 第1項第1号の表に定める台数の2分の1以下の台数</p> <p>(イ) 事業区域が道路境界に接する部分が狭小である、または、交通安全上その部分に駐車施設の出入口を設けることが困難である等と市長が認める場合 個別協議により定める台数</p> <p>ウ その他の基準は、規則第34条第1項第6号から第9号までに定めるとおりとする。</p> <p>(3) 家族向住戸の戸数が2戸以上で、かつ、小世帯向住戸及び単身者向住戸の戸数の合計が14戸以下の共同住宅を建築する場合 次に定める基準</p> <p>ア 家族向住戸の戸数に応じ規則第34条第1項第1号アに定める台数と小世帯向住戸及び単身者向住戸の戸数に応じ別途要領に定める台数とを合算した台数以上の自動車用の駐車施設を設置すること。</p>	<p>るとおりとする。</p> <p>(2) 医療施設等を建築する場合において、自動車用の駐車施設の確保に関する計画書を提出し市長がその内容を適当であると認めたとき 次に定める基準</p> <p>ア 第1項第1号の表及び第3号に定める台数以上の自動車用、自動二輪車用及び原動機付自転車又は自転車用の駐車施設を設置すること。</p> <p>イ 駐車施設は、事業区域内に設置すること。ただし、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める台数の自動車用の駐車施設を事業区域の境界線からの水平距離が原則200メートルの範囲内にある事業区域外の場所に設置することができる。</p> <p>(ア) 建築物の構造又は敷地の位置、規模等の状況により、事業区域内に自動車用の駐車施設の全てを設置することが困難であると市長が認める場合 第1項第1号の表に定める台数の2分の1以下の台数</p> <p>(イ) 事業区域が道路境界に接する部分が狭小である、または、交通安全上その部分に駐車施設の出入口を設けることが困難である等と市長が認める場合 個別協議により定める台数</p> <p>ウ その他の基準は、規則第34条第1項第6号から第9号までに定めるとおりとする。</p> <p>(3) 家族向住戸の戸数が2戸以上で、かつ、小世帯向住戸及び単身者向住戸の戸数の合計が14戸以下の共同住宅を建築する場合 次に定める基準</p> <p>ア 家族向住戸の戸数に応じ規則第34条第1項第1号アに定める台数と小世帯向住戸及び単身者向住戸の戸数に応じ別途要領に定める台数とを合算した台数以上の自動車用の駐車施設を設置すること。</p>

現 行	改 正 案
<p data-bbox="224 215 1070 295">イ その他の基準は、規則第34条第1項第2号から第4号まで及び第6号から第9号までに定めるとおりとする。</p> <p data-bbox="165 359 1070 438"><u>7</u> 規則第34条第2項第<u>5</u>号に掲げる場合についての同項の別に定める基準は、次のとおりとする。</p> <p data-bbox="197 446 1070 662">(1) 規則第34条第1項第1号に定める台数の10分の7以上の自動車用の駐車施設を事業区域内に設置すること。ただし、敷地面積が3,000平方メートル以上の場合において、敷地の有効利用の観点から市長が適当であると認めるときは、同号に定める台数の10分の5以上の自動車用の駐車施設を事業区域内に設置すること。</p> <p data-bbox="197 678 1070 758">(2) その他の基準は、規則第34条第1項第2号から第4号まで及び第6号から第9号までに定めるとおりとする。</p> <p data-bbox="165 821 1070 901"><u>8</u> 第3項から前項までに規定する場合の2以上に該当する場合における駐車施設の設置の基準は、別に定める。</p>	<p data-bbox="1131 215 1993 295">イ その他の基準は、規則第34条第1項第2号から第4号まで及び第6号から第9号までに定めるとおりとする。</p> <p data-bbox="1086 359 1993 438"><u>8</u> 規則第34条第2項第<u>6</u>号に掲げる場合についての同項の別に定める基準は、次のとおりとする。</p> <p data-bbox="1117 446 1993 662">(1) 規則第34条第1項第1号に定める台数の10分の7以上の自動車用の駐車施設を事業区域内に設置すること。ただし、敷地面積が3,000平方メートル以上の場合において、敷地の有効利用の観点から市長が適当であると認めるときは、同号に定める台数の10分の5以上の自動車用の駐車施設を事業区域内に設置すること。</p> <p data-bbox="1117 678 1993 758">(2) その他の基準は、規則第34条第1項第2号から第4号まで及び第6号から第9号までに定めるとおりとする。</p> <p data-bbox="1086 821 1993 901"><u>9</u> 第3項から前項までに規定する場合の2以上に該当する場合における駐車施設の設置の基準は、別に定める。</p>